

川崎市保育所等整備協力要請制度について

～川崎市保育所等整備協力要請制度を実施します～

近年、市内の様々な地域でマンション等の住宅開発が計画されている中、本市では、人口増に伴い増加する保育需要に対し、民間保育所の整備を進めているところですが、住宅開発が続く地域においては、特に重点的に保育所の整備が必要な状況となっています。

そのため、本市では、保育需要に対しより効果的な対応を行うべく、マンション等開発事業者に対し保育所整備の協力等を要請する制度を構築し、ついでに、平成28年10月から川崎市保育所等整備協力要請制度を実施しています。

【制度の目的】

- 本制度は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第10条第2項に基づく指導及び助言の内容を具体的に定めることにより、子育て環境の充実に資することを目的とする。

【制度の対象事業者】

- 特に保育所整備を必要とする地域（重点要請地域（※1））において、世帯用住戸（床面積60㎡以上）の戸数50戸以上の共同住宅の建築行為を計画する開発事業者

※1 重点要請地域

・JR南武線川崎駅から稲田堤駅までの各駅から1km以内の地域 ・JR南武線尻手駅から浜川崎駅までの各駅から1km以内の地域 ・京浜急行電鉄本線急川崎駅及び大師線急川崎駅から小島新田駅まで各駅から1km以内の地域 ・JR横須賀線武蔵小杉駅及び新川崎駅から1km以内の地域 ・東京急行電鉄東横線新丸子駅から日吉駅までの各駅から1km以内の地域	・東京急行電鉄田園都市線二子新地駅からたまプラーザ駅までの各駅から1km以内の地域 ・小田急電鉄小田原線登戸駅から鶴川駅までの各駅から1km以内の地域 ・小田急電鉄多摩線五月台駅からはるひ野駅までの各駅から1km以内の地域 ・京王電鉄相模原線京王稲田堤駅及び京王よみうりランド駅から1km以内の地域
---	---

【要請内容】

①戸数50戸以上180戸以下の共同住宅を計画する場合

⇒小規模保育事業所（6～19人）の自主整備又は1戸あたり30万円を基準とする寄附金の要請

②戸数181戸以上の共同住宅を計画する場合

⇒認可保育所（20人以上）の自主整備を要請し、困難な場合は1戸あたり30万円を基準とする寄附金の要請

【寄附金の使途】

- 要請によって納付された寄附金については、今後の認可保育所等の整備に係る費用に充てる。

【問い合わせ先】

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

電話：044-200-3473 FAX：044-200-1518